

○ 昭和五十七年大蔵省告示第四十七号（信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要する市を指定する件）

改 正 案	現 行
信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万人以上の市でその市に主たる事務所を有する信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。 一、十九（略） 二十、熊本市	信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百十二号）第一条第一号の規定に基づき、人口五十万人以上の市でその市に主たる事務所を有する信用金庫の出資の総額が二億円以上であることを要するものを次のように指定し、昭和五十七年四月一日から適用する。 一、十九（略） （新設）